○総務省告示第九十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百五十三号（無線設備規則第十四条の二第一項の規定を適用することが不合理な無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日　　総務大臣　川端　達夫

本則中「又は広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局のうち、携帯して使用するために開設するもの以外の無線設備」を「、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局又はインマルサット携帯移動地球局（インマルサットＧＳＰＳ型に限る。）のうち携帯して使用するために開設する無線局の無線設備であって、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの」に改める。

○総務省告示第九十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日　　総務大臣　川端　達夫

第一項中「第四十九条の二十三第二号」の下に「又は第四十九条の二十四第七項若しくは第八項」を加える。

○総務省告示第九十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条第八号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日　　総務大臣　川端　達夫

第三項第一号㈥中「Ｇ１Ｄ電波四〇一・六二ＭＨｚ」を「Ｆ１Ｄ電波四〇一・五九五ＭＨｚ又はＧ１Ｄ電波四〇一・六二ＭＨｚ」に改める。

○総務省告示第九十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十四年三月二十六日　　総務大臣　川端　達夫

第２の国内周波数分配の脚注Ｊ123Ｃ中「2012年」を「2017年」に改める。

第２の別表４の９中「インマルサットＢＧＡＮ型」の次に「及びインマルサットＧＳＰＳ型」を加える。

第２の別表11―２を次のように改める。

別表11―２　５ＧＨｚ帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の周波数表

占有周波数帯幅が4.5MHz以下の無線設備	4912.5MHz　4917.5MHz　4922.5MHz　4927.5MHz 4932.5MHz　4937.5MHz　4942.5MHz　4947.5MHz 5032.5MHz　5037.5MHz　5042.5MHz　5047.5MHz 5052.5MHz　5057.5MHz
占有周波数帯幅が4.5MHzを超え９MHz以下の無線設備	4915MHz　4920MHz　4925MHz　4935MHz　4940MHz 4945MHz　5035MHz　5040MHz　5045MHz　5055MHz
占有周波数帯幅が９MHzを超え19.7MHz以下の無線設備	4920MHz　4940MHz　4960MHz　4980MHz　5040MHz 5060MHz　5080MHz
占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下の無線設備	4930MHz　4970MHz

この表の周波数の使用は上空を除く。

○厚生労働省告示第百五十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項第四号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二条第八号中「鋳造歯冠修復」を「金属歯冠修復」に改める。

○厚生労働省告示第百五十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十六条第二項の規定に基づき、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第一中「鋳造歯冠修復」を「金属歯冠修復」に改める。

○厚生労働省告示第百五十八号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第六号及び第七号の規定に基づき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十六日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

第七号の五ロ中「区分番号Ｄ００９の２」を「区分番号Ｄ００９の３」に改め、第八号イ中「含む」を「含み、医科点数表に規定する一般病棟入院基本料の注13の規定により算定する場合（歯科点数表第１章第２部第１節通則１の規定により医科点数表の例により算定する場合を含む。）を除く」に改める。

○厚生労働省告示第百五十九号

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第七条第三項の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に存するこの告示による改正前の療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式様式第三、様式第四、様式第七及び様式第九に規定する様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十四年三月二十六日　　厚生労働大臣　小宮山洋子